



人間文化研究機構 ネットワーク型基幹研究プロジェクト  
地域研究推進事業 南アジア地域研究



ISSN 2432-437X

**FINDAS**

The Center for South Asian Studies,  
Tokyo University of Foreign Studies

東京外国語大学 南アジア研究センター

## 東京外国語大学南アジア研究リサーチペーパー 14

---

Bangladesh・ガロ母系社会にみる土地相続の論理と実践  
上澤 伸子

**Logic and Practice of Land Inheritance  
in Garo Matrilineal Society, Bangladesh**

**Nobuko Uesawa**



## 東京外国語大学拠点・南アジア研究センター

### Center for South Asian Studies, Tokyo University of Foreign Studies (FINDAS)

研究テーマ「南アジアにおける文学・社会運動・ジェンダー」

Literature, Social Movements, and Gender Issues in South Asia

本拠点は、現代南アジアの構造変動に関する理解を、重層化・多元化・輻輳化する社会運動の歴史・政治・社会学的分析と文学分析、およびジェンダー視角を軸として深めることを目的とする。さらに、対象研究領域に関して、すでに東京外国語大学が所蔵する文献・史料群を充実させることを系統的、意識的に追及し、国内における文献拠点となることをめざす。

本拠点の第1期（2010～2014年度）の研究活動を通じて、経済自由化・グローバル化にともなう現代インドにおける構造変動が、個人、家族、コミュニティ・レベルの人々の意識、ジェンダー関係に劇的な変容をもたらしたこと、アイデンティティの複合性と可変性がさらに加速化していること、ならびに、インドを特徴づけている活性化された民主政治が、それまで社会的周縁に位置づけられてきた諸集団の積極的な異議申し立てなしには理解できないという事実が明らかになった。第2期（2015～2021年度）では、社会運動の諸相をとくに、人的紐帯の変化、および、それらを支える情動や感性の側面に焦点をあてること、対象地域をさらに、南アジア地域に拡大するとともに、中国・東南アジア・イスラーム地域などの他地域との比較研究を意識的に組織化し、理論化を主導することに重点的に取り組む。

東京外国語大学は、ウルドゥー語・ヒンディー語・ベンガル語を中心に南アジアの諸言語の教育、および南アジア地域研究に関して明治期以来の長い歴史を有し、世界的に活躍する高度職業人ならびに日本における南アジア研究の中核を担う研究者を輩出してきた実績がある。また、国内有数の南アジア諸語文献・南アジア関連の文献・史料の所蔵を誇る。さらには、海外の南アジア研究者との学術交流にも長い伝統がある。こうした特長を最大限に生かしつつ、本拠点はさらに国内外の南アジア研究者のネットワークのハブとして共同研究を組織するとともに、若手研究者の育成を重点的に行い、南アジア地域研究のレベルを明示的に高めることをめざす。

研究ユニット1「輻輳する社会運動における実践と理論」

研究ユニット2「社会変動と文学」

FINDAS リサーチペーパーシリーズ 14

Bangladesh・ガロ母系社会にみる  
 土地相続の論理と実践

上澤 伸子



# バングラデシュ・ガロ母系社会にみる土地相続の論理と実践\*

上澤 伸子\*\*

## Logic and Practice of Land Inheritance in Garo Matrilineal Society, Bangladesh\*

Nobuko Uesawa\*\*

In Bangladesh, the majority of population, the Bengali, practice patrilineal land ownership and inheritance, while the Garo people inherit land ownership primarily through women. However, Garo women's land ownership has historically not always been stable. The purpose of this paper is to analyze through the results of field research, whom and how the Garo women and their families negotiate with when they face a crisis of land issues. I will also look at how state regimes such as judiciary and bureaucracy play a part in resolving their land issues.

This paper focuses on the cases of land conflicts among the Garo community in the 1970s and 1980s. I will show that women and their families, who faced a risk to their land ownership, reaffirmed the matrilineal terms and rules adopted in the courts of land disputes between the Garos and the non-Garos, and reused them in land disputes between the Garos. Furthermore, I will argue that the logic of “matriliny” is not fixed and static, but flexible and dynamic, which is regenerated appropriate to the occasion. I will also demonstrate that “matriliny” is used by the only one tool for the Garos as indigenous people to justify their land ownership. Since the 1990s, external organizations like NGOs have supported the recovery of land ownership of the Garo women, presuming the logic of “matriliny”. In fact, I will propose that this premise was inspired by the practice of land recovery which Garo women and their families regenerated in the 1970s and 1980s.

### 1. はじめに

---

\* 本稿は、2014年9月27日に開催された日本南アジア学会第27回全国大会、および2021年3月26日に開催された2020年度第2回FINDAS若手研究者セミナー「わたちの権利と活動」で行なった発表をもとに、加筆・修正したものである。発表時に諸先生、諸先輩から有益なご意見やご指摘をいただいたことに謝意を申し上げたい。

\*\* 東京外国語大学アジア・アフリカ文化研究所ジュニア・フェロー

## 1-1. 問題の所在と本論文の視座

Bangladeshでは、人口の大多数を占めるベンガル人がおもに父系的な土地所有・相続を実践する一方で、ガロの人びとはおもに女性をつうじて土地所有権を相続してきた。しかし、ガロ女性の土地所有権は、歴史的にかならずしも安定したものではなかった。本論文の目的は、Bangladeshのガロ母系社会において、女性の土地所有権が危機にさらされたときに、女性とその家族が司法・官僚制度といった国家組織を相手にいかなる交渉を行なっているのかについて、人類学的データにもとづき明らかにすることである。さらに、土地紛争解決プロセスにおいて、土地所有を正当化するためのツールとして「慣習法」が再利用されていることに着目し、そのプロセスに「母系制」論理や母系親族がどのような影響を与えてきたかについて考察する。

本論文の調査対象地域であるBangladesh中北部国境地帯において、ガロ女性の土地所有権は、植民地期には英領政府によって定められた「部分的除外地域 (Partially Excluded Areas)」の土地政策のもとで比較的保証されていた<sup>1</sup>。しかし、1947年の印パ分離独立以降、政府の土地政策や、土地の経済的価値の上昇、不当な手段による土地占有といった外的要因に脅かされ、土地所有権をめぐるガロと非ガロ間の土地係争が顕在化していった。ガロと非ガロ間の土地係争は、解決までに膨大な費用と時間がかかるため、ガロの人びとが泣き寝入りするケースが多かった。

一方、ガロとガロとの間で起きた土地問題は、コミュニティ内部で処理され、外部機関に訴えられることなく、近年まで可視化されてこなかった。これらが表面化したのは、Bangladesh独立以降のことである。1970年代から80年代、接收資産法や土地改革法などの政府の土地政策や農業経済構造の変容といった外部要因とあいまって、NGOの土壌改良で利用可能な農地が拡大したことにより人びとの私有地概念が高まり、個人主義や平等主義といったガロの人びと自身の価値概念も変容し、それまで優勢であった親族による調停機能は低下していた。ガロ同士の土地問題が起きて、コミュニティ内部に歯止めをかける機能が欠如していたのである。

その後、1990年代以降にNGOなどの外部機関が、「母系制」の論理を自明のものとして、ガロ女性の土地所有権回復を支援していることを考えると、1970-80年代の女性とその家族による土地回復をめぐる実践が、変容の契機となった可能性がある。そうした問題意識から、事例では、1970-80年代を中心に調査村で起きた土地相続実践を取り上げて分析することによって、女性とその家族が、ガロと非ガロの土地係争の裁判で使われていた「母系制」の論理を、どのようにガロ同士の土地問題に再利用したかが明らかになると考える。本論文では、このような論理は固定化された静的なものというより、状況に合わせて再生される流動的で可変的なものであり、また少数民族であるガロの人びとにとって、土地所有権を正当化できる唯一のツールであったことを明らかにする。

<sup>1</sup> 1936年に、イギリスは、特定の後進またはトライブ地域を除外または部分的に除外するという全インド政策を拡大し、北部マイメンシンの5タナを部分的除外地域にすると決定した。とくに3つの政策（特別行政官の任命、アボリジニ福祉協会の設立、1938-42年の当該地域の再調査）が際だっていた。土地に関しては、特別行政官がベンガル借地法 (Bengal Tenancy Act 1885) にもとづいて、元の所有者に土地を返還させる権限をもっていた [Bal 2007a: 165]。

## 1-2. 母系社会における土地所有権に関する先行研究

近年、南アジアの経済発展により、農村女性たちの農業外収入の獲得が可能になり、土地所有の重要性が相対的に低下しつつある。とはいえ、農村女性にとって土地はいまなお生産手段であると同時に、アイデンティティを育み、社会的地位を規定するものとして重要な意味をもつ。これらの現状を反映して、南アジアの土地所有と女性に関する議論は、ジェンダーの視点から女性の権利や地位、生産活動や食料の安全、共同管理などと関連づけられてきた [Agarwal 1994; Rao 2008]。一連の議論の中で、ビーナー・アガルワール (Bina Agarwal) は、南アジアのガロ、カーシ、ナーヤルといった母系集団に属する女性が、父系集団の女性よりも相対的に土地所有権を行使していることに注目した<sup>2</sup>。

アガルワールによれば、19世紀後半、英領インドにおいてガロ母系集団の焼畑耕作地が、政府によって国有林として指定されたため、ガロの人びとは焼畑耕作から水稲耕作への移行を余儀なくされた。それに伴い、経済格差の増大、ジェンダー分業の変化、共有地の私有化、母系相続の浸食が引き起こされた。もし政府による技術移転や土地所有・用益の介入が、よりジェンダー平等、階級平等を前提としてなされていたら、かれらの慣習的な土地所有・用益はそれほどまで浸食されることもなく、現在とはことなるガロの社会経済構造が生まれていただろうと指摘する [Agarwal 1994: 154-168]。

アガルワールの議論が、伝統的な社会経済構造と慣習的な土地所有・用益を前提とし、変容の要因を外部に求める傾向があるのに対して、インドとバングラデシュのガロの人びとを調査した言語人類学者のロビンズ・バーリング (Robbins Burling) は、慣習的な土地相続実践の変容が外部要因だけではなく、ガロ社会の内部要因からも生じていると指摘した。

バーリングによれば、バングラデシュのガロ社会においては、女性相続人が全財産を受け継ぐという古い規則がガロの従うべきものとされるが、同時に、相続人以外の子どもが財産を受け取れないのは不公平ではないかとも思われており、財産分与を決定する際に、既存の原則と別の原則とが競合しているという。バーリングはこの「別の原則」について、土地保有・相続に関する村人のさまざまな声を例として取り上げたうえで、最も重要な事実は、原則あるいは規則に関する一般的な合意がないことであり、現在の土地保有に採用されている新しい規則が立法化される可能性がない以上、新しい規則が最終的には個々の決定から具体化されていくだろうと述べている。そして、単一の明確な規則がない場合、相続人の間で紛争が起きる可能性があるとも指摘する [Burling 1997: 45, 147-149]。

また、エレン・バル (Ellen Bal) はバーリングと同様に、子どもたち全員への財産分与という近年の傾向を指摘したうえで、ガロの人びとが新・旧原則の競合状況からどのような解決策を見出しているかを次のように記している。「このような財産分与は、バングラデシュの裁判所で公式に適用されるガロ法に違反しており、もし母親が息子(たち)に財産を渡すことにしたら、姉妹たちは訴訟を起こすことができる」 [Bal 2007: 95]。バルによれば、クリスチャンであるガロの人びとは、キリスト教的平等主義の影響を受けて子どもたち

<sup>2</sup> なお、カーシの母系制と財産相続についてはNongbri[2003]、ナーヤルの母系制については中根 [1958]、粟屋 [1998, 2011] に詳しい。

全員に土地を分与しようとするが、のちの世代で親族内あるいは親族の間で土地係争が起き、公的な場でガロ慣習法にもとづいて裁かれるというのである。つまり、現代バングラデシュのガロ社会では、土地相続に関する新しい原則が生まれたとしても、司法機関において既存の原則に回収される傾向にあるといえよう。

以上の土地所有・相続に関するふたつの立場のうち、前者のアガルワールは女性の主体に焦点をあてながら、伝統的な慣習を均質的で不動のものとみなし、その不変的な慣習が外部要因によって変容しているという立場をとる。一方、後者のバーリングやバルは、土地に関する慣習がつねに可変的、流動的であり、それが外部要因だけではなく内部要因によっても起き、時代や地域、親族や家族によって日々変わっていくという立場をとるが、女性の主体に焦点をあてることには消極的である。

本論文は、ガロ女性の土地相続実践が外部要因だけではなく、ガロ社会内部の生活様式や価値概念の変容などによっても影響を受けるという後者の立場を指示するものである。さらに言えば、それらの要因は外部と内部に分けられるものではなく、相互に関係し合いながら女性の土地所有・相続に影響を及ぼしていると考えられる。そして、土地所有権を守るプロセスにおいて、女性たちが外部機関に対してどのような交渉をしているかという、後者に欠けている点についても注目していく。

以下では、2章でバングラデシュにおける女性の相続や財産を規定する家族法について、各宗教コミュニティ別に概観し、ガロ「慣習法」の位置づけを確認する。3章では、議論のもとになる調査の概要と、バングラデシュ中北部の調査村における母系親族集団の特徴について説明する。4章では、ガロの人びとが土地を失う理由を提示したのち、ガロと非ガロの土地係争の裁判事例を紹介する。5章では、1970年代になって表面化してきたガロ同士の土地係争の事例を取り上げ、ガロと非ガロの土地係争で使われていたガロ「慣習法」を、いかにガロ同士の土地係争に再利用したかについて分析する。6章では、以上の分析結果をもとに、土地係争における女性とその家族、親族の役割について考察を行なう。

## 2. 土地所有・相続をめぐる理念

### 2-1. バングラデシュ相続法

バングラデシュの法制度は、憲法と一般法の2部門に分かれている。一般法は、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法などの民法と刑法を含むが、家族法などの属人法（personal lawパーソナルロー）は含まない。家族法は宗教にもとづく慣習法をその法源としており、各人の信仰する宗教の影響を強く受けている [イスラーム 2007: 44]。つまり、婚姻、離婚、婚資、相続などの女性に直接影響を及ぼす事柄は、ムスリム、ヒンドゥー、クリスチャン、仏教徒、少数民族などの各コミュニティの宗教法によってそれぞれ規定されている<sup>3</sup>。ただ

<sup>3</sup> たとえば、ムスリムは、ムスリム家族法に関する政令（Muslim Family Laws Ordinance 1961）、あるいはムスリム婚姻および離婚（登録）法（Muslim Marriages and Divorces (Registration) Act 1974）などによって、ヒンドゥーはヒンドゥー寡婦再婚法（Hindu Widow's Remarriage Act 1856）などによって、クリスチャンはクリスチャン婚姻法（Christian Marriage Act 1872）などによって規



し、少数民族の人びとに関して、宗教はほとんど法的役割を果たしていないと言われている [UNESCO and Women for Women 2005: 7]。事例に入るまえに、南アジアにおける女性の土地所有・相続を規定する家族法の法源について、宗教集団あるいは社会集団ごとに概観し、そこにバングラデシュのガロ女性の法的資源がどのように位置づけられているのかみておきたい。

イスラーム法は、イスラーム教が誕生してから14世紀をかけて発展してきたものである。第1法源のクルアーンは、ムスリムの信仰において、法的なものというより宗教的・精神的なもの、神のことばである。第2法源のスナハは、預言者ムハンマドが生前に実践していた慣行であり、ムスリムが守るべき規範とされる。クルアーンは土地を含む相続権を女性に与えていたが、いまだ男性のそれとは対等ではない。それでも、娘が息子の2分の1の財産を相続することを考えると、クルアーンはヒンドゥーの法源よりも女性に重要な相続権を与えているといえるだろう [Agarwal 1994: 98]。

古代ヒンドゥーの相続と婚姻を規定する法は、イギリス植民地期の1772年に、ウォレン・ヘースティングズの司法制度改革において、ヒンドゥー教徒の相続や合同家族などを定める家族法としてイギリスにより採用され、今日のヒンドゥー法の形成に影響してきた。2つの学派のうちダーヤバーガ (Dayabhaga)<sup>4</sup>はベンガルやアッサム地域に、ミタクシャラ (Mitakshara)<sup>5</sup>はそれ以外の地域に適用された [Agarwal 1994: 84-98]。バングラデシュのヒンドゥー相続法は、英領期のベンガル地域で適用されたダーヤバーガの影響を受けている。

クリスチャン女性の相続権は、2つの法律で同時に守られ、ムスリムやヒンドゥーの女性よりはるかに高い法的効力をもつ。そのうちの一つ、既婚女性財産法 (Married Women's Property Act 1874) は、既婚女性の賃金または収入が彼女の特有財産 (夫か妻の一方が単独で有する財産) であることを規定する。この法はクリスチャン女性に適用され、ムスリム、ヒンドゥー、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒には適用外である [イスラーム 2008: 42]。また、もう一つの相続法第31条 (Section 31 of the Succession Act 1865) は、クリスチャンの夫と妻の間に同一の相互権利をもつとされる。もし無遺言の場合には、1925年の相続法 (The Succession Act 1925) が適用される [Pereira 2002: 51; UNESCO and Women for Women 2005: 33]。

---

定されている [UNESCO and Women for Women 2005: 7]。

<sup>4</sup> ダーヤバーガはミタクシャラのように先祖と個人取得資産の区別はなく、すべての男性のものであり、父の先祖の資産に対する息子の権利は、出生によって生ずるのではなく、父の死後に息子たちに平等に分与される。未亡人とその娘は、男性相続人がいない場合に相続人としてとして認められる。したがって、未亡人とその娘が資産を受け継ぐ可能性はミタクシャラより大きい [Agarwal 1994: 84-98]。

<sup>5</sup> ミタクシャラには合同家族資産と分離資産の2つの資産タイプがある。家族資産は先祖の資産の利益と権利は、4世代の男性メンバー (父系曾祖父、父系祖父、父、息子) によって合同で保有される。女性は共同相続人 (coparcener) にはなれないため、後者よりも女性に不利である。分離資産は何らかの資産は個人の権利として相続されるものであるが、女性は妻や未婚の女性として生活費のみを受け取れる [Agarwal 1994: 84-98]。

## 2-2. ガロの慣習的な相続法

ムスリムやヒンドゥーの女性の相続が、宗教法によって強く影響を受けているのに対して、少数民族社会における相続システムは、それぞれの複雑な慣習法やその実践にもとづいている。カーシとガロの人びとを除いたほとんどの少数民族は、父や夫の財産に対する女性の権利を全面的に、あるいは部分的に否定している。たとえば、チャクマの人びとは、父が亡くなったあとに息子だけが父の財産を相続し、父や夫が贈与の形で与えないかぎり、娘や妻は相続できない。一方、トリプラの人びとは一般的には妻や未亡人は夫の財産は相続できないが、例外的に夫の死後、生涯にわたって息子から生活費が与えられる、など多様である [UNESCO and Women for Women 2005: 74]。

クリスチャン女性は、婚姻手続きに関してはクリスチャン婚姻法が適用され、相続に関してはクリスチャン婚姻法と「慣習法」によって規制される。しかし、クリスチャンであるガロの相続権は母から娘に継承されてきたため、おおむね「慣習法」が適用されている。ガロの人びとの土地所有権が裁判で争われる場合にも「慣習法」が適用されることが多いので、ここではガロの「慣習法」において相続権がどのように扱われているか示しておく。

インドに住むガロの「伝統」とされる母系社会の土地所有は、母系親族集団（マハリ mahari）と結びつけて次のように論じられてきた<sup>6</sup>。すべての財産は相続人である女性（ノクナ nokna）とその母系親族集団に帰属し、母から娘へ受け継がれる。もし娘がいなければ、母の姉妹から養女を迎える。一方、女性相続人の夫（ノックロム nokkrom）は、妻とその母系親族集団のために、財産の運用と管理に権威と責任をもつが、財産所有権をもたない。ただし、特定の条件のもとでは、男性もまた財産を所有する権利をもつと言われている。特定の条件の第一は、夫が独力で取得した財産であり、それらは夫の生前中は彼のものだが、彼の死後、妻の母系親族のもとに戻される。第二は、両親が親族と相談した上で息子に譲った財産であり、それらも、息子の死後、母系親族に戻される。両親に娘や養女がいなかった場合や、息子が両親の面倒をみている場合は、息子とその妻子が所有しつづけることもある [Marak, J. 2000: 140-142]。

しかし、上記のガロの慣習にもとづく土地所有や財産相続は、英領インド、あるいは1950年代にインド・メガラヤ州の丘陵地に暮らすガロの人びとの実践から検証されたものである。その引用元であるマラク（Julius Marak）による「ガロ慣習法」 [Marak, J. 2000] のように、綿密な調査にもとづいて明文化されたものであったとしても、時と場合によって変化していく。

現バングラデシュの地域に住むガロに関する研究蓄積が乏しいなかで、植民地期におけるガロの土地所有状況を詳述した貴重な資料は、1930～40年代にマイメンシンを再調査した植民地行政官バスチン（R.W. Bastin）の報告書である [Bastin 1954]。バスチンはガ

<sup>6</sup> ガロの母系親族集団は、上位カテゴリーのチャッチと、下位カテゴリーのマハリに区分される。チャッチはサングマとマラク、モミン と呼ばれるおもに3つの外婚グループから成り、さらにチャッチは、マハリと呼ばれる多数の外婚サブ・グループに分かれている。このモミンというチャッチは、インドの平地近くに住む0.5%以下のグループである [Nakane 1967: 23-24]。

口の所有地を「男性名で財産を登録させることは、正しい状況を示すことにはならない」として、ガロ社会における女性の土地所有権を認める一方で、男性の権威をどう回復するかに苦慮し、その結果、「登録簿の最初に女性名を記し、その下に経営者であり夫である男性名を記して、男女双方の名前を記録する」策をとったと記している [Bastin 1954: 47]。その報告からは、父系的な土地所有・管理・相続に従ってきた行政官が、母系的な慣習の扱いにとまどう様子をうかがい知ることができる。ただし、バスチンの策には、女性名のみで財産を登録させるという選択肢はなかったようである。

### 3. 調査の概要

#### 3-1. 少数民族ガロ

議論に先立ち、バングラデシュにおけるガロの人びとの位置づけを示しておく。ガロと呼ばれる民族集団はインド・メガラヤ州に約82万人（2011年インド国勢調査）、バングラデシュ中北部に8～10万人（1991年国勢調査では約6万8千人）暮らしている。本論文が対象とするバングラデシュに住むガロの人びとは主として、中北部のインド・バングラデシュ国境から5～8キロメートルの東西に細長い一帯と、モドゥプール丘陵地、および首都ダッカに暮らしている。2011年の国勢調査によれば、総人口約1億4,400万人のうち98%をベンガル人が占め、少数民族はわずか1.1%（約158万人）にすぎない。ガロの人びとも、それら29の少数民族の一つに数えられる<sup>7</sup>。

ガロの人びとは、言語的にはチベット・ビルマ語派、ボド語群に属するガロ語と、バングラデシュの公用語であるベンガル語を使用している。宗教的には、ソンサレック (Songsarek) と呼ばれる精霊信仰を守っていたが、植民地期以降、海外宣教団の布教によって徐々にキリスト教を受け入れていき、1990年代初期にはガロの90%以上がクリスチャンであり、ソンサレックに従う者は5%であった [Bal and Takami 1999: 23; Bal 2007: 134]。2011年バングラデシュ国勢調査で、ムスリムが約90%を占めるバングラデシュにおいて、クリスチャンがわずか0.3%であることを考えると、ガロの人びとは民族的にも宗教的にもマイノリティ集団と言えるだろう。

#### 3-2. 調査地

本研究の考察のもとになるデータは、バングラデシュ中北部マイメンシン県の国境に近い村落において、2008年から2019年まで断続的に行った現地調査である<sup>8</sup>。とくに本論文の

<sup>7</sup> 人権擁護団体であるバングラデシュ先住民族フォーラム (Bangladesh Indigenous Peoples Forum: BIPF) は、実際には45の先住民族が存在すると主張している [Drong(ed.) 2005: 58]。

<sup>8</sup> 2008年度の調査は、基盤研究A「ジェンダーを巡る<暴力>の諸相—交差・複合差別における『家族親密圏』の学際的研究」から助成を受けて行なった。2011～2012年度の調査は、独立行政法人日本学術振興会「組織的若手研究者等海外派遣プログラム」による支援を受けて実施した。2014年の調査は、東京外国語大学の大学院生調査支援を、2017と2019年度の調査は、南アジア研究センター・東京外国語大学拠点の助成を受けて実施した。

中心テーマである土地相続に関するデータは、2012年2月に聞き取り調査によって収集した。

調査地域はマイメンシン県のインド国境に接する郡に属する。首都ダッカから距離にして約175キロ、バスで5時間北上した所にある。視界の開けた場所に立てば、水田の北側にインドのメガラヤ州ガロ丘陵を見渡せる。村はメグナ川支流の2河川にはさまれた北部山麓氾濫原に位置するため、雨季にはインド丘陵部の適度な降雨量と流水量がこの地域に大豊作をもたらすが、過度な水量は耕作地に壊滅的な被害を生じさせる<sup>9</sup>。

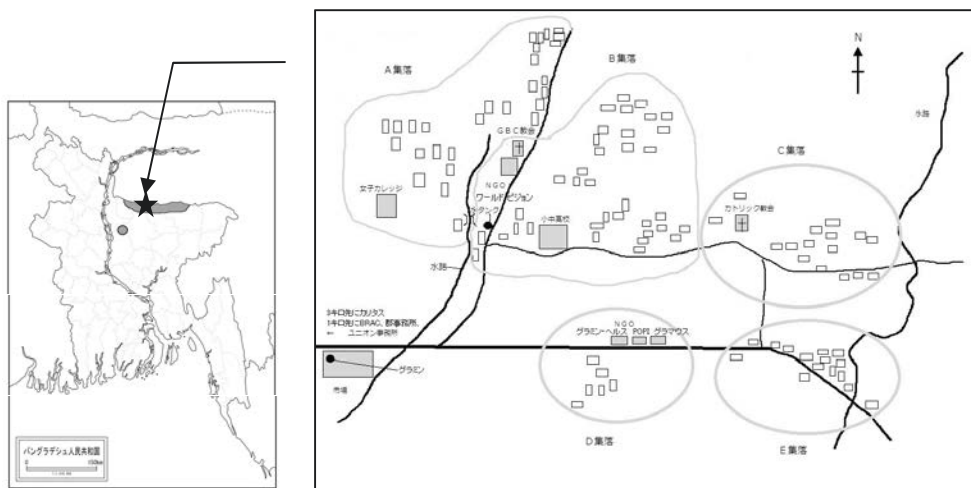


図 1 バングラデシュ中北部のガロの集住地域と調査村

調査村は117世帯673人から構成される。そのうち、本論文の対象はムスリム・ベンガル人6世帯32人を除いた、ガロ・コミュニティの111世帯641人とする。男女比は女性が326人（51%）、男性が315人（49%）である。ガロの村人は、4集落からなる行政村と、東部に隣接する行政村の一部とを合わせた領域を、ガロの「村」つまりガロ・コミュニティと認識している。村の東端はヒンドゥー・コミュニティと接し、それ以外の三方は水田を隔ててムスリム・コミュニティと接している。調査村内には、プロテスタント系GBC教会<sup>10</sup>とカトリック教会、および小・中・高校と女子カレッジがある。近隣には、市場、ユニオン事務所や郡庁舎、NGO事務所があり、中北部国境地帯に点在するガロの村の中でも、比較的人とモノが行き交う地域である。

生業についていえば、全111世帯の87%が何らかの形で農業に従事している。調査村はほぼ毎年、川の増水が原因で耕作地が冠水するため、米作しかしておらず、二期作に

表 1 所有耕地（2014年現在）面積単位：エーカー

所有耕地	世帯数
0	37
0.01~0.49	14
0.5~0.99	14
1.0~2.49	19
2.5~4.99	18
5.0~7.49	5
7.5~	4
総世帯数	111
耕作面積	191.50
平均面積	1.73

出所：筆者作成

<sup>9</sup> バングラデシュ中北部における災害支援については、上澤[2012]に詳しい。

<sup>10</sup> ガロ・バプテスト・コンベンション（Garo Baptist Convention。以降GBCと略記）は、オーストラリア・バプテスト宣教団の後押しを受けて、1890年にバングラデシュ中北部のガロ集住地域で設立された宗教法人である。

より、雨季米（アモン米）と乾季米（ボロ米）を栽培している。60歳代以上の農民たちの話によれば、以前は田植えや収穫のときに各世帯の耕作地を順番に回って共同で農作業をしていたという。その後、NGOが土壌開発をし、現金収入を目的とした米の生産を手がけるようになってからは、土地所有者は男女の農業賃金労働者を雇って農作業をするようになった。

所有耕作地面積（表1参照）に関しては、7～32エーカーの耕地を所有する5世帯が、全耕作地の4割を所有する一方で、37世帯は耕作地を所有していない<sup>11</sup>。農家が生計を立てるのに必要とされる経営面積1.5エーカー以上の経営耕地をもつ世帯は34世帯で、全世帯の3割にあたる。所有耕地のない37世帯のうち12世帯は、土地所有者から平均0.6エーカーの小作地を借入している<sup>12</sup>。経営耕地をいっさいもたない残りの25世帯は、農業賃金労働などの収入源をもつ。これまでガロ社会はしばしば「平等な社会」と言われてきたが、土地所有・利用に関していえば、村人の間に明確な格差があるといえよう。

### 3-3. 母系親族集団と調停役

一般的に、ガロ母系社会は夫婦と子どもたちを1つの経済的な単位とする核家族を基本とし、両親の面倒をみる娘世帯が屋敷地に共住する。それ以外の娘は、屋敷地が大きければ母や姉妹と共住するし、住む余裕がなければ、別の土地に住む。息子は妻の住む土地に移り住むことが多いが、これらはその家族の状況によって、さまざまなパターンがある。息子が母の面倒をみることもあれば、娘が夫方居住を選択することもある。

調査村における母系的な特徴を数値の上で概観すると、娘が母の母系親族集団名を継承する世帯が9割（101世帯）、妻方居住が6.5割（73世帯）、女性が土地所有権をもつ世帯が7.5割（85世帯）である。

ガロの母系親族集団は、上位の外婚集団である「チャッチ」と、下位の外婚集団である「マハリ」に区分される。チャッチにはサングマ、マラック、モミン と呼ばれる3つの外婚集団があり、それぞれの下に多数の外婚サブ集団（マハリ）がある。たとえば、調査村の「首長」として後述するサングマ系に属する「トルン・マンキン」という人物は、チャッチ名がサングマ、人名がトルン、マハリ名がマンキンということになる<sup>13</sup>。現在ではチャッチ名を名乗る人が少ないので、本書で示す母系親族集団は、断りがなければ後者のマハリを指すこととする<sup>14</sup>。

現在の調査村では、上位のチャッチ同士の婚姻（サングマ同士、マラック同士、モミン同士）はタブーではなく、全体の26%を占めている。しかし、下位の外婚サブ集団（マハ

<sup>11</sup> 借家の一世帯を除き、全世帯が耕作地の有無にかかわらず屋敷地を所有し、多くの世帯が池を所有している。

<sup>12</sup> バングラデュの小作形態は、おもにボンドクbandak（借金の抵当に押さえられた所有地を債権者から借り入れて小作する）と、ボルガbarga（生産物を地主と小作人が一定の比率で分配する）である〔須田 2010: 15〕。

<sup>13</sup> 本論文の被調査者名（母系親族集団名を含む）はすべて仮名である。

<sup>14</sup> ただし、現在でもチャッチが重要な意味をもつ場面、あるいはチャッチに重要な意味をもたせたい場面では、チャッチ名を名乗る人もいる。

り)をみてみると、マハリ同士の婚姻は現在でも厳しい外婚規則があるため、村には1組も見あたらない。調査村では、チャッチ・レベルでみると、サングマの下に19マハリ、マラックの下に15マハリ、モミンの下に3マハリの合計34のマハリがある。

調査村の全111世帯から独身の3世帯を除いた108世帯を対象として、婚姻関係を分析した結果、サングマ系マンキン・マハリ(妻19人、夫16人)、モミン系ガークラ・マハリ(妻13人、夫10人)、マラック系ノクレク・マハリ(妻13人、夫7人)という3つのマハリが全体の36%を占め、それら3マハリを中心とした村落であることが明らかとなった。

さらに108世帯の親族関係をみると、マンキン・マハリがもっとも多数派で、ほぼどの家にもマンキン・マハリの痕跡が見られる。そして村の牧師や教師などの指導的な立場にある男性8人のうち、6人がマンキン・マハリの既婚男性である。したがって、数値の上では、この村はマンキン・マハリ主流の村であるといっていよう。調査村の村落内婚と妻方居住を通じて、マンキン・マハリの構成員が網の目のように各世帯に配置されているのである。

婚姻に関しては、両親か母方の兄弟、母系親族集団の長老などが、娘の配偶者を決めていたが、近年では、教会の催し、学校、村の行事などで知り合って恋愛結婚をする例が増えていると言われる[Ahmed, Ali and Begun 2010]。調査村で26名の男女にライフストーリーを聞いたときには、アレンジ婚あるいは見合い婚(祖父母、父母、親族、兄弟姉妹、友人をつうじて)が15名、恋愛婚(学校、教会の催し、仕事などで知り合う)が11名と、見合い婚のほうが多かった。また、既存の研究で言及されていた母方交叉イトコ婚<sup>15</sup>やガロ独特の求婚方法<sup>16</sup>は、調査村に限れば確認できない。

ここで、土地問題が生じたときに重要な役割を果たしていたリーダーについて説明しておきたい。ガロ社会では、家族や親族の問題は、母方オジ(ツラchra)や母方オジ・グループ(ツラ・パンテchra pante)のリーダーシップによって親族集会以て話し合われてきた。1950年代の土地問題や喧嘩、不倫などの事例では、加害者と被害者双方の母方オジ(ツラchra)のリーダーが、それぞれ親族集会以て招集し、リーダーシップをとって仲裁していた。集会以ては、調査村だけではなく他の村に婚出した同じマハリ(母系親族集団)のツラとその妻たちや、当該マハリに属する男性も女性も出席して、意見を述べることができた。問題によっては、父方オジたちが出席する場合がある。また教会に関係のある問題であれば、教会の牧師や教会委員も解決に関わってくる。この親族集会以ての実態は多様であり、聞き取り調査では、今でも必要があれば集会以て招集して話し合うという人<sup>17</sup>がいれば、自分のマハリ

<sup>15</sup> インド側のガロの婚姻は、母方交叉イトコ婚と妻方居住の規則にしたがって、地域出自グループと呼ぶ2つの母系出自集団の間で、男子を交換することによって、夫婦同居を成り立たせていたとされる[Nakane: 1967: 26]。

<sup>16</sup> ガロの求婚方法は、花婿の捕獲という形をとっていた。花嫁になる少女の兄弟や親族が、目当ての少年を力づくで少女の家に連れてきて一晩逃げないように閉じ込める。少年はこのプロポーズを快く思っても気の進まないふりをする。少年に受け入れられるまで、この捕獲を3回くり返す。もし3回とも拒否されたら、少女は別の少年を選んで同じプロセスをくり返さなければならない。中根によれば、クリスチャンの場合は捕獲ではなく、少女が少年にプロポーズの手紙を3回送る。このように少年が求婚を拒否するふりをするのは、結婚後の夫の地位を高くするためであるという[Burling 1963: 83-84; Nakane 1967: 69-74; Agarwal 1994: 103]。

<sup>17</sup> 調査村に住むガロ女性への聞き取り調査によれば、2011年にインドとバングラデシュ合同のマハリ集

では最近開かれていないという人や、15～20年前まで集会があったという人、親族集会は最近生まれた新しいもので以前はなかったという人もいた。

親族集会で解決できない、より大きな問題が起きると、調査村では1970年ぐらいまで、強力なリーダーシップをもつ人物が「首長」（ノクマ nokma）として紛争解決に当たっていた。古老によれば、「首長」は大土地所有者（ノクナ nokna）の夫（ノックロム nokkrom）のなかから「社会でも家の中でもうまく話ができ、問題解決のできる人」が選ばれたという。この古老は、土地問題を例にあげながら「首長」の役割を次のように説明した。「ガロの家族の中で、夫が妻の土地を売ろうとする場合がある。もし夫が妻の土地を妻の許可なしに売ろうとしたら、昔は『首長』が裁き人として関わった。それがいわゆる村のマタボール<sup>18</sup>だ。B集落に住んでいたトルン・マンキンが『首長』であり判事役みたいなものだった。「首長」トルンはガロ・コミュニティ内の問題だけではなく、場合によってはベンガル人との交渉にもあたり、彼らからも信頼されていたという。

「首長」トルンが1970年に亡くなって以降、ガロ・コミュニティ全体の紛争解決の役割を担う人物がいなくなった。母方オジが、教育のある牧師や教師を親族集会に招き、助言を求めることはあったが、トルンのような強力なリーダーシップは期待できなかった。コミュニティ内で土地問題を解決できなくなると、後述の事例のように、不当な手段で土地を奪われた被害者は、トライブ福祉協会<sup>19</sup>、ユニオン、タナ、ウボジラ、裁判所という順で次々に訴え出ざるを得なくなった。

以上のことから明らかなように、1970年以降の「首長」不在によって、村全体の調停機能が低下し、行政役人や司法機関の介入を招くようになったといえよう。見方を変えれば、バングラデシュ独立以降、調査村がユニオン行政にしっかりと組み込まれていったことの現れといえるのかもしれない。いずれにしろ現在は、マハリ内で解決できる問題であれば母方オジが、各教会内の問題であれば牧師や教会委員がリーダーシップをとっている。

## 4 土地問題の背景

### 4-1. 土地喪失の要因

バングラデシュ中北部国境地帯に暮らすガロは、おもに3つの理由で土地を失うケースに直面してきた<sup>20</sup>。第1は政府の介入によって引き起こされたケースである。1950-70年代の政治

---

会がインド・メガラヤ州のガロ丘陵で開かれたため、その女性は日帰りで行ってきたと述べていた。合同親族集会への日帰りの出席であれば、ガロの人びとはパスポートやビザがなくても、バングラデシュ国境の検問所からインドへ出入国できるという話だった。

<sup>18</sup> ベンガル村落社会には、社会規範からの逸脱行為に対する制裁権を有するインフォーマルな社会組織「ショマージ」があり、そのリーダーのことを「マタボール」と呼んだ [安藤・内田ほか 1995; 海田 2003; 藤田 2005; 杉江 2017]。

<sup>19</sup> トライブ福祉協会 (Tribal Welfare Association: TWA) は、1977年にジアウル・ラフマン政権下において、選挙公約に掲げられていた、少数民族に関する法的業務を担う組織として設立された [Rahman(ed.) 2006: 155; Bal 2007: 194]。

<sup>20</sup> バルカット (Abul Barkat) らは、バングラデシュのネトロコナ県とタンガイル県で、220のガロ世帯を対象に、土地所有に関する聞き取り調査を実施した。その結果、ガロ世帯の約3分の1が土地のはく奪を経

混乱期に、少数民族の未登録地が政府管轄地（Khas landカース地）に編入され、場合によっては土地なしのベンガル人に再配分された<sup>21</sup>。第2は農地の資産価値が上がったことから、偽造文書、脅迫などの非合法手段で、ガロの人びとの土地が奪われたケースである。第3は、ガロの人びとが経済的理由から所有地を抵当に入れて現金を借り、返済不能となって土地を失ったケースである。

まず、第1の政府の介入について、中北部における土地問題を通時的に追いながら見ていく。インド・パキスタン分離独立後、イギリス植民地政府によって中北部に指定されていた部分的除外地域が解消されるとともに、それまで自由に往来できたガロ丘陵と東パキスタン（現バングラデシュ）間に国境線が引かれると、東パキスタンに住むガロの人びとの生活は一変した。インド側からムスリム・ベンガル人が避難してきたと同時に、南部からもムスリム・ベンガル人が耕作地を求めて移ってきて、ガロの集住地域に流れ込んできたのである。その後1960～1970年代には、ヒンドゥーとイスラームの宗教対立に端を発した暴動が起き、少数民族を含む非ムスリム・ベンガルの人びとが大量にインドへ避難した。その後、インドへ逃れた人びとの土地は接収資産法にもとづいて、敵の財産とみなされ政府管轄地に組み込まれたのち、一部は土地をもたないベンガル人に再分配された [Rahman (ed.) 2006: 150-55]。

調査村のガロ住民も、1964年の暴動と1971年の独立戦争のときに、自宅に一人か二人を残して、ほぼ全員がインドへ避難した経験をもつ。一部のガロの人びとは、インドへ避難したのちそのまま定住した。現バングラデシュに帰還した人びとは、自分の土地やインドに移住した親族から譲り受けた土地を、土地登記や名義変更（kharija カリジャ）をせずにそのまま使い続けた。この地域で1985年に土地測量と所有者確定作業が開始されたときに、土地登記や名義変更の習慣のなかったガロの人びとの土地は、政府管轄地とみなされてしまった。その後、政府は新聞やガゼットに広告を出して、計画的に土地を返却すると発表した。ガロの人びとの中には、たとえ登記のことを知っていたとしても、手続き方法がわからなかった人や、ベンガル人の役人を恐れて名乗り出ることができなかった人もいた<sup>22</sup>。

第2は、耕作地の資産価値が上昇したことにより、引き起こされた土地問題である。バングラデシュ独立後、NGOによる村落開発や高度な農業技術の導入により、地理的にも歴史

---

験し、その平均面積は62デシマル（0.62エーカー）であることを明らかにした。実際に土地をはく奪された世帯に対する数値をみると、過去3世代ではく奪された土地の平均面積は504デシマル（5.04エーカー）と膨大な数字におよぶと述べている [Barkat et al. 2009: 85, 99]。

<sup>21</sup> 敵性資産法（Enemy Property Ordinance）は1965年の第二次印パ戦争の帰結であった。パキスタン政府は非常事態宣言を宣言し、「敵性」と認められたヒンドゥーの所有地を強制的に接収した。戦争終結後、それらの土地は正当な所有者に返還されるはずだったが、政府は「敵性資産法」を成立させ、非常事態宣言下の時限条項を平時にも適用した。ヒンドゥーと共にインドへ逃れたガロの避難民の所有地も敵性資産と宣言された。1971年の独立以降、それらの資産を移管したバングラデシュ政府は1974年にその法の名称を接収資産法（Vested and Non-Resident Property Act）と改めた [ティム 1993: 49-50; 外川 2004: 27]。政府は、それらの土地を政府管轄地（Khas land カース地）として編入した。2001年にアワミ連盟政権のときに、選挙公約にしたがって接収資産法が廃止された [外川 2004: 28]。また政府管轄地については、Barkat, Zaman and Raihan (2001)に詳しい。

<sup>22</sup> カリタスの担当職員へのパーラム・プロジェクトに関する聞き取り調査（2012年10月15日）による。「パーラム」（Protection and Establishing Rights on Land of Adivasi in Mymensingh: PERLAM）は、マイメンシンの少数民族の土地問題を実践的に支援する目的で、2005年にカリタス本部の独立した1部門として立ち上げられた。



的にも「辺境地」であったガロの住む村も大きく変化した。1970年代、大規模な土地開発が開始され、ガロの人びとの言葉を借りれば大木と沼地の多い「ジャングル」のようだった土地が、耕作地に変えられていった。さらに1980年代半ばから、高収量品種米と近代的灌漑技術の導入によって農村開発が進められ、それに伴い生産高が向上し、耕作地の資産価値も上昇した。

それに加えて、他地域に住むベンガル人の急激な人口増加、あるいは土地の細分化によって、人びとの目が新たに開発された北部の少数民族居住地域に向き、偽造文書による詐欺や脅迫によってガロの人びとの土地が奪われる事件が相次いだ。NGOの土地問題担当係によれば、以前には、ベンガル人がガロの家から自家製のライス・ワイン<sup>23</sup>を買ううちに、その家の娘を連れ去り、結婚後に娘をムスリムに改宗させて、娘が相続するはずの土地を奪うという事件も起きたという。

第3は、借入金の返済不能によって土地を失うという問題である。北西部の少数民族を調査したブライエ (Tone Bleie) が、「土地を担保にして金を借りることは、合法的にせよ非合法的にせよ、土地を失う第一ステップ」 [Bleie 2005: 226] であると述べるように、ガロの人びとも経済的理由のために所有地を抵当に入れて、現金を借り、債務不履行で土地を失った例が多い。調査村においては、次のような土地喪失プロセスをたどった。調査村は水害が多いため野菜類の生産が乏しく、稲作のみに頼っている。1987年と88年に大規模な洪水が発生し、ガロの人びとの生活は困窮をきわめた。土地所有者の多くは唯一の資源である土地を売却あるいは抵当に出し、農業以外の収入を得るために、地元で農業労働者として働くか、都市部に美容師や家事労働者として出稼ぎに行くなどの策をとった。一部の財力のある者は高等教育を受け、農業よりも、安定した給与や社会的地位の見込める教師あるいはNGOスタッフなどの職を得ようとした。

以上のような理由で土地を失ったガロの人びとに対して、土地回復の支援策は乏しかった。植民地期にガロの人びとの地域で土地問題が起きたときには、マイメンシン部分的除外地域・借地権法 (Mymensingh Partially Excluded Areas Tenancy Regulation 1940) にもとづき、「母系制」のフレーム内で処理されていた。1947年の印パ分離独立後は、上記のようなガロと非ガロの土地問題に対しては、この政策の一部が、1950年公布の東ベンガル土地収用・借地権法 (the State Acquisition and Tenancy Act 1950) の第97条「原住民による土地譲渡に関する規定 (Restriction on Alienation of Land by Aborigines)」に引き継がれた。この条項は現在、少数民族の土地所有権を守る唯一の法令である<sup>24</sup>。

ガロと非ガロ間の土地移転の際には、少数民族の所有地が不適切な人物に不当な手段で渡らないように、第97条にもとづいて複雑な手順を経なければならない。まずは事前にトライブ福祉協会による推薦状と、県税務担当官の売買許可証が必要である。訴訟問題に発展した場合も、はじめにトライブ福祉協会へ持ち込まれ、そこで解決不可能ならば、ユニオン事務所、さらに郡レベル、県レベルへと移管される。しかし、ラフマン (Mizanur

<sup>23</sup> ガロの人びとは米から作った酒を、ガロ語で「チュー chu」、あるいは「ライス・ワイン」「ライス・ビア」とも呼んでいる。

<sup>24</sup> 1950年制定の土地収用・借地権法の第97条では、現在でも「原住民aboriginals」という用語が使用されている。

Rahman) は、ガロの人びとが勝訴するまでに膨大な裁判費用と時間が必要であるうえに、トライブ福祉協会の委員と県税務担当官によるハラスメントの犠牲になると指摘する [Rahman (ed.) 2006: 155] <sup>25</sup>。少数民族に有利な条項があるにもかかわらず、行政システムの欠陥と制裁メカニズムの欠如のために、ガロと非ガロの土地問題は適切に処理されてこなかったのである。

また、たとえガロの人びとが土地を回復、あるいは相続、購入しても、土地の手続きに関する知識不足によって、土地登記や名義変更をしなかったために、元の土地所有者に土地を要求される場合がある。それを避けるためには、名義変更に必要な土地所有権執行手続きの完了が必要である。また、借入金の返済不能によって抵当地を失った場合、まず借金の返済をしなければならない。これらを解決するために、1990年代からNGOによって少数民族の土地問題解決への支援が始まったが、NGOによる初期の支援は、担当者個人への権力集中が見受けられ、組織内、組織間の透明性が問われるものであった。このようにガロの人びとが土地所有権を主張するには、いくつもの障害が横たわっていたのである。

#### 4-2. ガロと非ガロの土地係争

ガロと非ガロ間の土地訴訟問題が、司法機関においてどのように争われてきたのか、その審議に「母系制」の論理が作用しているのかなどを確認するために、ここでDhaka Law Report (DLR) という判例集から、調査村の事例ではないが、ガロとベンガル人の土地問題を扱った数少ない判例「アブドゥル事件 (Abdul Jalil Miah (Md) v. Nirupama Ritchil(ほか))」 [49 DLR 1997] をあげておきたい。

アブドゥル事件の背景は以下のとおりである。ムスリム・ベンガル人のアブドゥルが、1953年、東ベンガル土地収用・借地権法 (the State Acquisition and Tenancy Act 1950) の第97条「原住民による土地譲渡に関する条項 (Restriction on alienation of land by aboriginals)」にもとづいて必要な許可を取り、ガロ男性であるヘモントと売買契約を結び、評価額の約10分の1の手付け金を支払った。

1964年、ヘモントは、合意にもとづく不動産売買契約の正式な締結と土地登記を行わずにインドへ移住した。ところが、本件土地はヘモントのものではなく、ヘモントの娘のニルポマが、母から相続したものだ。娘は1966年、所有権の信憑性を示すために、父に対してマイメンシン第一審裁判所で集団訴訟を起し、1967年に真の所有者であるとする判決を受けた。その後、ニルポマはアブドゥルにその土地を月極で貸し、アブドゥルから賃貸料を受け取っていたが、1975年以降、賃貸料不払いのまま土地が使われつづけた。

ニルポマは、係争地の所有権を主張し、アブドゥルに対して土地の明け渡しを求めるために、マイメンシン福祉局長特別補佐に申立を行った。この申立は、マイメンシン福祉局特別補佐から、管区 (北部) 地方行政官へ、さらに治安判事へと委任された。1979年の第一審で

<sup>25</sup> 2012年の聞き取り調査では、Bangladesh Indigenous Peoples Forumの代表Sanjeeb Drong氏も、TWAについて次のように批判的な意見を述べている。「TWAは社会活動団体だが、民主的ではない。組織も腐敗している。今のTWA議長と政権とがつながっているので、TWAを通じて政府支援はくるが、政権が交代すればなくなってしまう」。

は、審議が通常の進行で行なわれ、治安判事はアブドゥルに、係争地から立ち退き、ニルポマへ同地の所有権を譲渡するよう命じた。しかし、審議の最終段階で、アブドゥル側から12年以上の継続的な不法占拠にもとづく本件土地の占有権を有するかどうかという追加審議が提出されたことによって、ニルポマの控訴は棄却された。

1981年の第二審では、ニルポマは、アブドゥルに対して、最高裁高裁部に第59号として控訴した。高裁部裁判官は、アブドゥルが不法占拠による係争地の権利取得に関するいかなる主張も提示していないと判断し、第一審裁判所の判決を覆してアブドゥルの主張を退けた。1989年にニルポマの主張が認められた。

1990年の第三審では、今度はアブドゥルが、最高裁判所上訴部に第42号として上訴した。上訴部は、不法占拠による所有権を主張するための、12年という法定期間を超えてアブドゥルが係争資産を所有していたことを証明できなかったとして1996年に高裁部の判決を支持し、アブドゥルの訴えを棄却した〔49 DLR 1997〕。

以上がガロと非ガロの土地係争を扱った判例の概略である。本裁判は、1979年の一審から三審の判決が下されるまで17年間かかっており、土地係争の解決がいかに長期にわたって多額な費用を必要とするかを示している。また本判例で問われたのは、真の土地所有者がだれかではなく、不法占拠による所有権取得のための時効期間を満たしているか否かであった。その際、「母系制」の論理が争点となって「慣習法」が持ち出されるようなことはなかったが、ガロ女性の土地所有権がまったくの前提として扱われているという点では「母系制」の論理が作用しているといえる。

## 5. ガロ同士の土地係争

以上のように、ガロと非ガロとの土地係争の場合には、複雑な手続きと多大な費用が必要であった。その一方で、ガロの住民同士の土地係争の場合には、両者で個人的に売買したのちに、ユニオン土地事務局に契約書類を提出するだけである。しかし、それは母系親族による調停機能が整っていた時代、あるいは反対に、現在のように、住民自身が教育を受け、土地係争の手続きを理解し、訴訟手続に関する情報にアクセスできる時代、あるいはトライブ福祉局やNGOによるサポートが整っている時代のことである。親族からの支援も弱く、トライブ福祉局も設立前あるいは直後でサポート体制が整っておらず、もちろんNGOによる支援も得られなかった1970年代から80年代に、土地所有権をもつ女性とその家族は、どのような土地問題に巻き込まれ、どのようにそれを解決しようとしたのだろうか。

本章では4つの事例を取り上げる。おもに1970年代、80年代に議論の焦点をあてるが、時代的にその前後の事例も取り上げる。第1の事例は、1960年代に小学校建設用地をめぐる親族間で争われた土地係争である。この土地係争はその後の1970-80年代の土地問題を予見させるような様相を呈していたため、ここに事例として取り上げる。第2の事例は、女性の土地所有権に対する脅威が起きたときに、母系親族内の調停では解決がつかず、被害女性自らが司法機関に訴え出て「慣習法」によって勝訴した例である。第3の事例は、男性親族が「母系制」の原則を迂回するためにイスラームに改宗して土地を相続しようとしたのに対し

て、土地所有権をもつ女性とその家族が「母系制」の原則を前面に押し出して対決した例である。第4の事例では、1990年代以降、上記のような土地係争を身近で経験してきた男性が、土地所有権を安定化させるために講じた事前策を示す。

## 5-1. 「母系制」原則のゆらぎ

### 【事例1】母系親族集団間の土地問題

1960年代に親族や宗教などが複雑に絡み合いながら女性の土地所有権をめぐる争われた事例である。

バングラデシュに暮らすクリスチャン・ガロの人びとの所属教派は、カトリックとガロ・バプテスト・コンベンション（GBC）に、おおむね大別される<sup>26</sup>。調査村において、1960年代はソンサレックであったガロの人びとがキリスト教を受容していく時期でもあり、どちらの教派に忠誠を誓うか固定されていなかった。その時期に、B集落とC集落到に住む親族集団の間には、土地問題に端を発した確執があり、そのことによってかえって教派間の移動が生じ、教派それぞれの結束が強まる結果となった。

B集落出身のノクレク・マハリの男性モネッシュ・ノクレクは、C集落の大土地所有者であるマンキン・マハリの娘と結婚し、妻の土地を管理していた。そのころB集落のGBC信徒がムスリム・ベンガル人と協力して小学校を建てようとして計画していた。モネッシュは妻が属するマンキン・マハリに相談なく、かつてマンキン・マハリの所有であった土地を、小学校用地として寄付した。その土地は、マンキン・マハリの一人が所有権を保有していたが、1964年のコミユナル暴動のときにインドのカルカッタへ移住したので、敵性財産法が適用されて政府管轄地（Khas land）になっていた<sup>27</sup>。マンキン・マハリの成員が、その政府管轄地を自分たち親族の土地だと主張したため、小学校設立委員会はマンキン・マハリを相手取って訴訟に持ち込み、勝訴した。

C集落で主流を占めていたマンキン・マハリの成員は当時GBC信徒であったが、裁判で敗訴したことをきっかけに、こぞってGBCからカトリックへ転会した。その結果、現在のようにB集落はGBC中心、C集落はカトリック中心といった地理的配置となった。夫が妻の母系親族に断りなく妻の土地を譲渡したという母系親族内の問題が、いつの間にかGBCとカトリックという教派間の問題にすり替わってしまったのである。1960年代の事例からは、単に母系親族集団間の土地係争というよりも、キリスト教受容期における教派の選択や、親族から個人への土地所有権の移行、コミユナル暴動やインド移住の時期に生じた土地移転など、ガロ社会が内外からの影響を受けていることが読み取れる。また、この小学校設立委員会はガロの人びととベンガル人が計画したものなので、土地問題のなかでは、ガロと非ガロの土地問題にも位置づけられる。

<sup>26</sup> 調査村では、バプテスト系のGBCが1898年に現在とは別の場所で教会活動を始め、1914年にB集落の現在地に教会を建設した。カトリックのほうはGBCより少し遅れて1927年に当該教区のバルカパラ・ミッションが設立され、1951年にC集落の現在とは別の場所に教会が建てられ、1977年にC集落の現在地に移った。現在、全111世帯のうち、カトリックが39世帯、GBCが72世帯である。

<sup>27</sup> インド在住の国民の財産はパキスタン政府に与えられるという敵性財産法Enemy Bested Property law 1965年制定の敵性財産法と1974年制定の接收資産法については注21を参照のこと。

## 5-2. 「慣習法」の臨機応変な再解釈

【事例2】 貧しい女性の究極の資源

バニ・ノクレク 女性、年齢80歳、無就学、寡婦、夫方居住、GBC、農民、所有地0.65エーカー

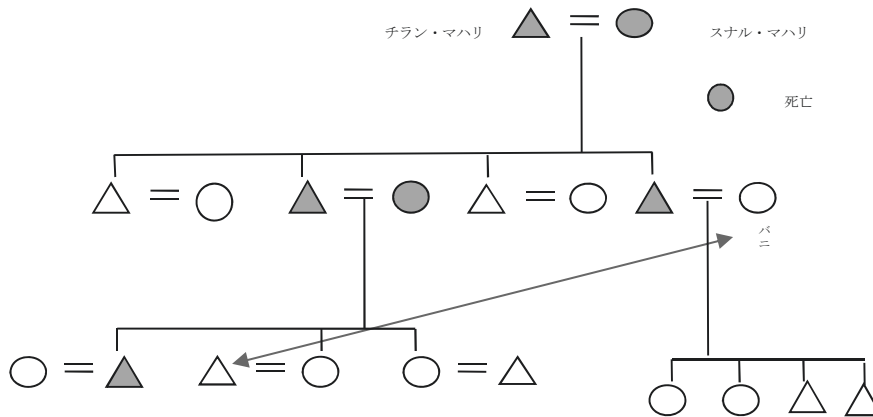


図2 バニの夫の系譜図 出所: 筆者作成

バニの実家は、村の創設当時からつづく古いノクレク・マハリ（母系親族集団）に属していた。母が土地を所有していなかったため、バニは同じ村の夫のスナル・マハリに婚入し、夫方居住を選択した。婚入先の家は男ばかり4人兄弟であったため、夫は亡母が所有していた土地の4分の1である5エーカーを相続した。夫はウシ2頭を使って土地を耕し、村内でも比較的安定した収入を得ていた。1974年に夫が亡くなった直後、バニは父系少数民族サンタル<sup>28</sup>出身の甥（夫の兄の娘婿）に監禁され、土地譲渡に関する偽造文書に拇印を押すよう強要された。このとき、近所に住む夫の母方オジが、バニの子どもたちの泣き声に気づき駆けつけたため、義理の甥による不当な土地譲渡を未然に防ぐことができた。義理の甥はバニの夫の所有地だけではなく、夫の兄弟全員の土地を横取りしようと計画していた。

夫の母系親族の人たちは、これまでもバニの家族が困っていると助けてくれた。そのときも夫の母方オジたち（つまりバニからすれば夫の母の兄弟たち）が親族会議を招集し、「ガロの夫が所有していた土地の権利は、夫の死後、その妻や子どもにあるから、他人が奪ったり使ったりする権利はない」と判断して、兄弟4人の土地をそれぞれの妻に継がせることを決定した。

その決定後も、義理の甥がバニの土地を耕しつづけるので、バニは、夫の母方オジから助言を受けながら、郡庁へ相談に行き、自分の土地が許可なく他人に使われていることを、土地担当官に訴えた。担当官から、稲刈りをしてよいとの決定が下されたので、バニは稲を収穫して家に持ち帰った。すると今度はバニの家の雄ウシ2頭が義理の甥に盗まれた。

<sup>28</sup> サンタルはバングラデシュ北西部に多く暮らす少数民族である。

バニがふたたび郡庁に訴え出ると、土地担当官は「今度、その男がこの年配の女性を苦しめたら、彼を逮捕する」という裁決を下した。この訴訟案件が現在地の郡庁から隣の郡庁へ移管されたため、バニは1人で隣の郡に住み、裁判で争った。その後、裁判は郡から県に移され、最終的にマイメンシン県裁判所においてガロの「慣習法」によって裁かれ、バニの勝訴が確定した。

4年におよんだ係争期間中、バニは夫の母方オジから適切なアドバイスを受けたが、財政的支援はもらえなかった。地元の金貸しから裁判費用を借りたため、裁判に勝訴して土地を取り返したにもかかわらず、2年間耕しただけで、ほとんどの土地を売却しなければならなかった。

バニの事例からは、1970年代にバングラデシュのガロの人びとが、息子しか子どもがいない場合に、どのように土地の継承を実践しているかについて、手がかりを得ることができる。バニの場合、夫の母方オジたちは親族集会で、「ガロの夫が所有していた土地の権利は、夫の死後、その妻や子どもにあるから、他人が奪ったり使ったりする権利はない」と解釈して、兄弟4人の土地を夫方居住の妻たちにそれぞれ継がせることを決定した<sup>29</sup>。もしこの決定を実行すれば、夫が属する母系親族集団の財産は、妻が属する母系親族集団へ移転してしまう可能性がある。それでも親族集会で上述の決定を下したのはなぜだろうか。再度、バニと夫の親族の系譜をたどってみると、両者が遠い親族関係にあることが判明した。夫の父方の祖父が、バニと同じマハリに属していたのである。したがって、夫の所有地はスナル・マハリにはとどまらないが、同じ集落のきわめて近い良好な関係にある親族集団にはとどまることになる。

また、母系親族集団の母方オジたちは、従来のように率先して解決にあたることはなく、助言のみの中途半端な介入しか行なわなかった。以前は、母方オジたちで解決できない問題に対しては村の「首長」が介入したが、前述のように、1970年にトルン・マンキンが亡くなって以降、「首長」が不在であった。最終的に、被害者の女性自らが司法機関に訴え出て、多額の費用と年月をかけて「慣習法」によって勝訴した。これは、ガロ同士で生じた土地問題の解決方法が、母方オジを中心とした母系親族内の調停から、外部機関での調停へと移行していることを示す事例である。また、バングラデシュにおけるガロと非ガロの土地係争で使われていたインドのガロ「慣習法」にもとづいて、ガロ同士の土地係争が公的な場で裁かれたことをうかがわせる事例であった。

バングラデシュにおいてガロの慣習にもとづく土地相続がどのようになされていたかは、既存の資料から伺い知ることはできない<sup>30</sup>。既存の研究で示されていた慣習は、バニの事例のように息子しか子どもがいない場合、母の姉妹から養女を迎え、いかなる状況におい

<sup>29</sup> もう1つの理由として、土地問題を起こした人物が父系サンタル出身の男性であったため、ガロの親族男性が結束して解決をはかろうとしたということも考えられる。

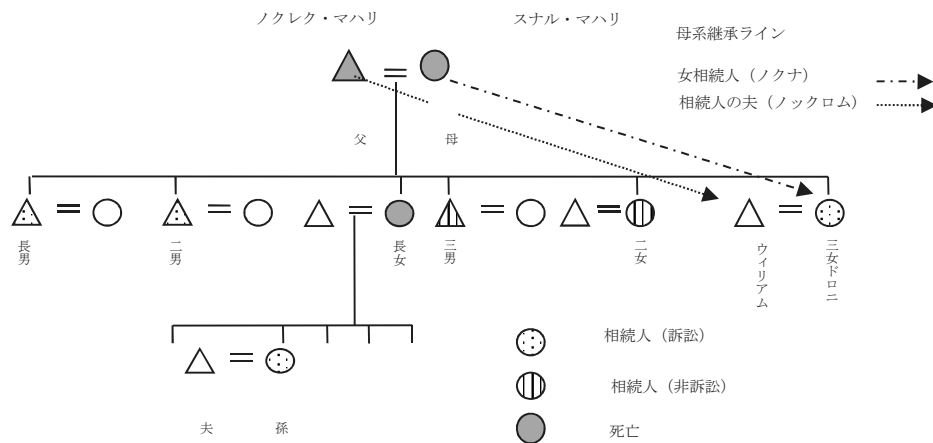
<sup>30</sup> UNESCOとWomen for Womenは、バングラデシュのガロの相続としてバーリングの記述を引用しているが、この記述は数十年前にバーリングがインドに住むガロの人びとを調査したときの慣習である。インドに住むガロの慣習ではあるが、土地以外の財産相続についても次のように言及した貴重なデータである。「両親から相続人の娘夫婦に受け継がれる物的財産は、成育中の穀物、米倉、貯蔵穀物を含み、また衣服、道具、かご、動物、家宝をも含む。しかし土地は含まない」[Burling 1997: 45; UNESCO and Women for Women 2005: 45-46]。

でも男性は財産を相続できないというものであった。しかし、この時代にこの地域の、特定の母系親族集団で行なわれていた慣習は、すべてのケースで母の姉妹から娘養子を迎えるわけではないということであり、また異なるマハリの妻やその子どもに土地の権利を譲るといふ親族集会の決定もありうるということである。

### 5-3. ガロ「慣習法」の利用した法廷闘争

#### 【事例3】知力・財力のある女性の土地係争

ドロニ・スナル 女性、58歳、中等教育修了認定（SSC）、既婚、妻方居住、カトリック、元教師、所有地34エーカー



ドロニの母は87エーカーにおよぶ広大な土地を所有していた。両親には3人の息子と3人の娘がおり、ドロニは末娘だった。1985年、二男が母親の土地を独り占めするために、まず自分がイスラムに改宗したのち、両親を改宗させた。イスラーム法では、男性が優先的に母の土地を譲り受けることができると考えたからだった<sup>31</sup>。イスラムとなって両親の土地を譲り受けた二男は、翌年、県裁判所をつうじて売買許可を取得し、相続した土地の一部を、1エーカー800タカの安値でイスラムに売却した。三女ドロニとその夫ウィリアムは、裁判に持ち込んで勝訴し、所有地の34エーカーを取り返した<sup>32</sup>。

<sup>31</sup> イスラーム法では、女性であっても娘、妻、母および祖母としての資格で相続権を認められるが、両親の財産を相続する際に性別による差別がある。同順位の相続人の間で男子の相続分が1に対して女子は2分の1とされる [イスラーム2008: 43, 50]

<sup>32</sup> 土地収用・借地権法 (the State Acquisition and Tenancy Act 1950) にもとづいて、1972年農地改革で、土地所有面積の上限が125エーカーから33.3エーカーに下げられ、1984年の土地改革法で上限33.3エーカーから20.6エーカーに引き下げられた [Barkat, Zaman and Raihan 2001]。ドロニの事例で87エーカーの所有地のうち34エーカーを取り返したという意味は、所有上限が引き下げられたことが原因だと考えられる。

ドロニ夫妻と弁護側の主張は、「ガロ法では、男性は父も息子も、母の土地を譲り受けることができない」また「ガロ法によれば、ガロ女性がムスリムに改宗したら、ガロの土地を使用することも所有することもできない」というものだった。さらに、聞き取り調査で「ガロ法では末娘が土地を継ぐのか」と質問すると、ドロニの夫は次のように答えている。

ガロ法ではどの娘も親の土地を継ぐ可能性はある。でも母系親族の母方オジたちが集まって、姉妹の中から、責任感があり、土地を守れる人物として妻をノクナ（nokna 女相続人）に選んだ。しかし、わたしは義父の姉妹の息子<sup>33</sup>ではないので、正式なノックロム（nokkrom 女相続人の夫）ではないが、このケースでのみ、母方オジたちはわたしをノックロム（女相続人の夫）として選んだ。（2012年10月12日聞き取り調査）

ドロニ夫妻によれば、裁判に勝訴したが、その後もムスリムから偽の嫌疑をかけられたという。たとえば、ブタを殺して、聖なる祈りの場に血を流して汚した、大きな飼い犬に毒を盛って殺した、10頭のウシを盗んだ、などであった。またドロニの家の周りには、300人もものムスリムが集まり、いくつもの罪状をあげてスローガンを訴えデモ行進をした。それだけではなく、100人のムスリムが、ドロニの耕作地に来て稲を盗もうとしたので、夫妻はそれに対抗して、日雇いのムスリムをわずかに含む村人72人で田を守ったと、ドロニ夫妻は述べていた。

1998年、ドロニ夫妻は最高裁判所に14件のケースを訴え、2012年現在、ようやく11件を敗訴に追いやったところである。裁判のたびにその費用は、弁護士、弁護士補佐などの人件費に加えて、交通費やその他を入れると1日2000タカ（1タカ=1.4円）<sup>34</sup>もかかった。後述するように、彼らはカトリック教会、トライブ福祉協会、ミッション系NGOからの財政的、技術的支援を受けて、長期にわたる裁判を乗り切ってきた。

以上のドロニの事例は、調査地域で土地測量と所有地確定が開始された1985年のできごとであった。父系的な土地所有を実践していた周辺のムスリム住民も、自らの土地所有権を土地測量官に認めさせようと考えていたことは想像に難くない。それを身近で見ていたガロの男性が、クリスチャンでありガロであるかぎり、土地所有権を取得できないと考えるのは、ある意味当然のことかもしれない。両親と自分がムスリムになれば、ムスリムからムスリムへの財産相続となり、その場合、トライブ福祉協会からの許可の必要はなく、ガロの「慣習法」にも抵触しないと考えたのだろう。最終的に、ドロニの兄はクリスチャンからムスリムに改宗することによって、母系から父系へと戦略的にすり替わり、イスラーム法の相続権を行使して土地を獲得した。それに対して、ドロニ夫妻は、「男性は土地を相続できない」というガロの慣習的な相続法を盾にとり、また「ノクナ」（女性相続人）や「ノックロム」（女性相続人の夫）といった慣習を根拠に、女性の土地所有権を正当化した。これはイスラーム法とガロ「慣習法」とのせめぎ合いであったといえるだろう。

<sup>33</sup> インドのガロ社会において実践されていたとされる婚姻関係「母系交叉イトコ婚」では、母の姉妹の息子が娘の「理想的な」結婚相手と言われていた。つまり母方オジからオイに地位が継承された。

<sup>34</sup> 当時の給与額は不明だが、2011年現在、調査村のNGO職員の給料が約5,000タカであることがら考えても高額であると思われる。



大土地所有者の娘として財力のあるドロニは、事件後20年以上つづく裁判の費用を捻出することも、子どもたちに十分な教育を施すこともできた。またドロニ夫妻は教育を受けており、土地相続や土地登記に関する情報を入手する能力もそれを理解する知力もあった。さらに村の有力者であったため、多方面からの支援を得ることもできた。その反面、多額の費用を投じて土地を回復するドロニ夫妻のやり方に、少なからず反発の声もあがっていた。その詳細は別稿に譲るとして、ここでは他の姉妹はどうであったかを追記しておく。

現在、ドロニ以外に相続権を請求できる立場にいるのは、ドロニの次姉と姪（長姉の娘）である。2人ともドロニが土地係争に完全に勝訴すれば、いくらかでも自分たちに分与してもらえるものと期待している。寡婦である次姉は、誰からの支援もなく、土地を取り戻す力がなかった。次姉の夫は生前、父が購入した土地を譲り受けていたので、彼女には夫の残した土地があった。また夫の遺族年金や娘たちからの仕送りがあるため、土地回復にそれほど積極的ではなかった。それでも次姉は、母が昔言っていた「すべての姉妹に土地を渡す」という言葉を信じて、「ドロニにその気があれば、取り戻した分のいくらかをくれるはずだが、彼女次第だ」と述べている。

その一方で、ドロニの姪と次姉の息子はドロニ夫妻に対して疑念を抱いている。ドロニの姪は夫とともに、自らの土地所有権を主張して裁判所に訴えているが、裁判費用だけがかさんで良い結果は得られていない。姪の夫は「ドロニたちは、先住民の権利を守るという名目でカトリックから支援金を得た。それに、彼らはおそらく裁判官に袖の下を渡している。こっちにもお金があれば勝訴できる可能性があるのに」と述べた。また、次姉の息子は、「ドロニは取り戻した土地を親族に内緒で売っている。隣接する女子カレッジに1エーカー以上の土地を売った。家の周りの耕作地も売っている。裁判費用がかかるので、うちは訴訟に持ち込むつもりはない」と述べていた。

#### 5-4. 土地係争の回避策

##### 【事例4】男性の土地所有権の安定化

ロティシュ・ノクレク 男性、49歳、大学卒、既婚、夫方居住、GBC、牧師および宗教法人幹部

ノクレク・マハリのロティシュの母は、生前、娘2人に4エーカー、息子5人に0.5エーカーずつを分与した。四男のロティシュは、1970年に亡くなった「首長」トルンの息子である。ノクレク・マハリの主要なメンバーへの聞き取り調査から推測すると、生前贈与の時期はおそらく1990年代から、母が亡くなった2006年の間であると思われる。

ロティシュら兄弟5人は、生前贈与のときに名目上の代金を母に払い、土地登記の文書に贈与ではなく購入と書いた。その理由をたずねると「姉妹がいる・いないにかかわらず、ガロの男性が土地を受け継ぐときには、たとえ母からの贈与であっても、土地登記の文書には、贈与ではなく購入と書いておく。もし贈与と記載すると、子や孫世代のときに問題が起きることがある。万が一、裁判になったときに、ガロ慣習法にもとづき、ガロの所有地は女

性が相続するものと主張され、敗訴する可能性があるから」と答えた<sup>35</sup>。ロティシュのような高学歴の男性たちは、合法的に法の網をくぐり抜ける策を考え出していることが判明した。

以上、1970～80年代とその前後の時代の、ガロ同士の土地係争に関する4つのケースをみてきた。現在、ガロ社会において「母系制」の特徴がもっとも表れるのが土地に関する問題である。上記の事例は、親族による支援が希薄になるなかで、土地所有者とその家族が土地を回復しようとして、何らかの形で土地相続に関する「母系制」の原則を再利用していることが明らかとなった。事例2のバニは親族による慣習的な土地相続の再解釈にもかかわらず、「首長」の不在もあって完全には解決できなかったため、司法機関に訴え出て、本来はガロと非ガロの土地係争に用いられていたガロ「慣習法」によって解決した。事例3のドロニは、「母系制」の親族用語や慣習的な相続法を持ち出し、司法機関においてガロ「慣習法」にもとづいて勝訴した。事例4のロティシュは、男性が土地を相続したあとのもめ事を回避するために、「母系制」の原則と対立しない形で事前策を講じた。4章2節で取り上げたようなガロと非ガロの土地係争の判例の積み重ねによって、「ガロ女性が土地を所有し、相続する」という「母系制」の原則がますます強化され、結果的にガロ同士の土地係争にも、再解釈、再利用されていったとも考えられる。

## 6. おわりに

本論文では、ガロ女性の土地所有権が危機にさらされたときに、女性とその家族が、司法機関・行政機関といった国家組織を相手にいかなる交渉を行っていたのかという点と、土地紛争解決のプロセスにおいて、「母系制」の論理や親族がどのように関わってきたかという点について論じてきた。

本論文の冒頭で取り上げたアガルワールが指摘するように、ガロ女性の土地所有権は、政府の介入やマジョリティの土地占有といった外的要因の影響を大いに受けてきた。それらの影響はガロと非ガロ間の土地係争という形で顕在化し、国際人権レジームの観点からは、「マジョリティ」による「マイノリティ」の土地収奪と表現することができる。ガロと非ガロ間の土地係争では裁判費用も時間もかかるため、ガロの人びとが泣き寝入りするケースが多かった。それでも経済資本・社会関係資本・文化資本をもつ女性が所有権を主張すれば、司法機関や行政機関といった外部の介入によって、「女性をつうじて土地の所有・相続する」という「母系制」の原則を尊重して解決がはかられてきた。

ガロ同士の土地係争の事例において、女性が土地所有権をもつという「母系制」の原則が、1970～80年代にいったん反故にされかけたが、皮肉なことに1990年代以降、地方自治

<sup>35</sup> ロティシュの話は、バルの以下の記述とも一致する。「通常、1人の娘が主要な相続人「ノクナ nokna」として任命されたが、最近では、ますます多くの両親が子どもたち全員に財産を分けるようになってきている。これはガロ法に違反している。なぜなら、今世紀中に文書化されたガロ法が、パングラデシュの裁判所で今でも公式に適用されているからである。したがって、もし母親が息子（たち）に財産を渡すことにしたら、姉妹たちは訴訟を起こすことができるのである。このような規則や法規適用を避けるために、母親は名目上の金額で息子たちに売ることがある」 [Bal 2007: 95]。

体の土地事務局やNGOなどの外部機関が、ガロ同士の土地問題に関わりはじめてから、再度揺り戻しが起きている。今でこそ開発援助機関や司法機関は、「母系制」の原則を自明のものとし、ガロの土地回復を支援しているが、「母系制」の原則が外部機関に認められるようになるまでは1970～80年代の、女性とその家族による土地回復をめぐる実践の積み重ねがあったといえよう。

利用可能な資源の乏しい少数民族ガロの女性にとって、「母系制」の原則は土地所有権を正当化できる唯一のツールである<sup>36</sup>。男性の土地所有・相続という父系的な論理によって、ガロ女性の土地所有権が危機にさらされたときには、女性をつうじて土地を継承するという原則が実態としては脅かされているように見えるが、土地係争をめぐる司法の場においては「母系制」の原則が持ち出され、土地を取り戻すことが可能であった。この場合、バーリングの述べるように「既存の原則」と「別の原則」が競合しているのではなく、女性をつうじて土地を継承するという「母系制」の原則は変わらずに、人びとの対応の仕方が、文脈に合わせて流動的に可変的に見直されているのである。

また、土地所有・相続をめぐる紛争解決プロセスにおいて、女性の交渉力や母系親族の役割が変容していることが明らかになった。親族の役割が後退していくにつれ、親族内での個人・家族の決定力や、外部に対する女性の交渉力が強まっていったこと、それと同時に、親族の役割の後退が、地方自治体の介入やNGOによるサポート体制の強化をもたらしている。1970年代以前、ガロ母系社会では、土地問題をはじめとする問題が起きると、母系親族集団のオジ（ツラ）が、村落内外に住むオジたちや、母系親族の成員、さらに調査村の「首長」を招集して、母系親族集会を開き、そこでさまざまな問題を解決していた。1970年に強いリーダーシップをもつ「首長」が亡くなって以降、この役割を担う人物が現れず、女性とその家族は個人的に外部機関に訴え出るしかなくなった。

1つの事例で年代を代表できるわけではないが、前掲の事例から時系列で、女性や親族の役割の変遷をみると、おおよその傾向がみえてきた。事例1の1960年代には、ガロの人びとは、土地を個人や家族の所有地というより、母系親族の共有地という意識をもち、親族の誰かに問題が起きれば親族全体で解決にあたっていた。この時代はガロ社会が大きく変容した時期であり、親族間の土地係争の決裂が、教派の選択にまで影響を及ぼしていたのである。

事例2の1970年代には、土地係争に関する知識のない無学の寡婦は、親族に相談しながら、単独で外部の司法機関や行政機関との交渉に臨み、勝訴した。それまで重要な役割を果たしてきた母系親族集団の母方オジたちは、親族集会では主導的な役割果たしたが、外部機関との交渉も財政的支援もしなかった。事例3の1980年代には、土地所有権をもつ女性とその家族が主体的に土地問題に取り組み、ガロ「慣習法」や親族用語を再利用して土地を回復したのに対して、親族はもはや訴訟前に「お墨付き」をもらうための名目上の存在でしかなかった。事例4の1990年代になると、母から息子に譲られた財産をめぐる土地問題が生じる前に、男性は他の兄弟姉妹と相談して母に名目的に少額の土地購入代を払うという新しい

<sup>36</sup> 土地以外の財産相続については、注30でインドのガロの事例を取り上げたが、バングラデシュのガロがどのような動産を相続しているかは今後の課題としたい。

策を講じた。そのとき親族はその策を承認しただけだった。2000年以降、NGOがガロ女性の土地所有権を前提として、土地問題に特化した支援活動を行なうようになると、個人とくに女性の判断でNGOからサポートを得るといった状況が起きている。

最後に、男性親族による土地所有権について言及しておきたい。おもに母系的な土地相続を実践しているガロ社会において、男性による土地所有・相続は、次世代の相続争いを引き起こす可能性があるため、息子しかいない場合には、母系親族から養女をもらうか、息子がいったん土地を相続して彼の死後に母系親族に戻すという形で争いを避けていた。

しかし現在、息子への土地相続の動機づけとして考えられるのは、子どもが息子しかいないケースだけではない。事例2のように、ガロ女性が父系少数民族の男性と結婚すれば、当然、夫とその親族から土地所有権を要求される場合がある。もう一つ動機づけとして考えられるのは、クリスチャン属人法の影響や価値観の変容である。事例4のように、キリスト教的「平等主義」や個人主義、教育の影響を受けた両親は、程度の差こそあれ、娘だけではなく息子にも「平等に」土地を分与したいという考えをもつだろう。その場合、男性は財産贈与・相続の際に名目上の土地代金を母に払うなど方法をとってきた。さらに近年では、男性が自分の収入・貯蓄で土地を購入し、息子と共に耕作し、息子に継がせるケースも増えている。このような動機から土地を取得した男性が、自ら所有する土地を使い続け所有権を安定化させるために、夫方居住や村落内婚を選択している可能性も否定できない。

## 参考文献

- 栗屋利江、1998、「ケーララ（インド）における母系制の解体と女性——「近代化」と「ヒンドゥー化」の狭間で」、『歴史学研究』、716、124-133頁。
- 、2011、「南アジアのカーストとジェンダー——ケーララにおける母系制の変容を中心に」、鈴木正崇編、『南アジアの文化と社会を読み解く』、慶應義塾大学東アジア研究所（東アジア研究所講座）。
- 安藤和雄・内田晴夫・ハビブール・ラーマン・アルタフ・ホセイ、1995、「マタボールたちと在地の農村開発——バングラデシュ、ドッキンチャムリア村におけるアクション・リサーチの記録」、『東南アジア研究』、33(1)、39-65頁。
- イスラーム、アーミール=ウル、2007-2008、「バングラデシュ家族法(1)-(3)」、『戸籍時報』、第621-623号、日本加除出版。
- 上澤伸子、2012、「バングラデシュの民族的・宗教的マイノリティと災害—キリスト教組織の災害支援活動を事例として」、『言語・地域文化研究』、18、83-99頁。
- 2018、「バングラデシュにおけるマイノリティ女性の就労選択」、『東京外国語大学南アジア研究センターリサーチペーパー』、6。
- 海田能宏編著、2003、『バングラデシュ農村開発実践研究——新しい協力関係を求めて』、コモンズ。
- 杉江あい、2017、「ムスリムの被差別集団から見たバングラデシュ農村のコミュニティ——タングイル県南部の村を事例として」、『人文地理』、69(2)、191-211頁。
- 須田敏彦、2010、「グローバル化するバングラデシュ農村経済—経済構造変化のメカニズムと貧困への影響」、『アジア経済』、51(11)、2-43頁。
- ティム、リチャード・W、1993、『バングラデシュの先住民と人権（現代世界と人権 4）』、反差別国際運動日本委員会。
- 外川昌彦、2004、「バングラデシュにおける宗教的マイノリティの現状と課題」、『アジア経済』、45(1)、22-45頁。
- 中根千枝、1958、「ナーヤル母系大家族制の崩壊について」、『東洋文化研究所紀要』14、1-131頁。
- 藤田幸一、2005、『バングラデシュ農村開発のなかの階層変動——貧困削減のための基礎研究（地域研究叢書、16）』、京都大学学術出版会。
- Agarwal, Bina, 1994, *A Field of One's Own: Gender and Land Rights in South Asia*.  
London: Cambridge University Press.
- Ahmed, K., R. N. Ali and Flora Begum, 2010, "Changing Marriage System of Adivasi Garo

- Community and Its Impact on Their Socioeconomic Development," *Journal of the Bangladesh Agricultural University*, 8 (1), pp. 133-139.
- Bal, Ellen, 2007, *They Ask If We Eat Frogs: Garo Ethnicity in Bangladesh*, Singapore: ISEAS Publishing.
- Bal, Ellen, Yasuhiro Takami and Paraka Cultural Association, 1999, *Manderangni jagring: Images of the Garos in Bangladesh*, Dhaka: The University Press Ltd.
- Bangladesh Bureau of Statistics, 2015, Population and Housing Census 2011. Analytical Report.[<http://www.bbs.gov.bd/site/page/47856ad0-7e1c-4aab-bd78-892733bc06eb/Population-and-Housing-Census>] (最終閲覧: 2022年2月11日)
- Barkat, Abul, Mozammel Hoque, Sadeka Halim, Asmar Oaman 2009, *Life and Land of Adibashis: Land Dispossession and Alienation of Adibashis in the Plain Districts of Bangladesh*, Dhaka: Pathak Shamabesh.
- Barkat, Abul, Shafique uz Zaman and Selim Raihan, 2001, *Political economy of khas land in Bangladesh*, Dhaka: Association for Land Reform and Development.
- Bastin, Reginald Walter, 1954-1955, *Final Report of the Settlement Operation in Five Thanas of the Partially Excluded Area of Mymensingh, 1938-42.*, Dacca: Supt., Govt. Print., East Bengal Govt. Press.
- Bleie, Tone, 2005, *Tribal Peoples, Nationalism and the Human Rights Challenge: the Adivasis of Bangladesh*, Dhaka: University Press.
- Burling, Robbins, 1963, *Rengsangri: Family and Kinship in a Garo Village*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- , 1997, *The Strong Women of Modhupur*, Dhaka: University Press.
- Census of India, 2011, series 1. India. *Provisional Population Totals*, New Delhi : Office of the Registrar General & Census Commissioner, India.
- Dhaka Law Report*, 49 (1997), Dhaka: Esrarul Huq Chowdhury. pp. 61-64.
- Drong, Sanjeeb (ed.), 2005, *Solidarity 2005: Indigenous Peoples Have the Right to self-determination*, Bangladesh Indigenous Peoples Forum.
- Marak, Julius L., 2000, R. *Garo Customary Laws and Practices: A Sociological Study*, New Delhi: Akansha Publishing House.
- Nakane, Chie, 1967, *Garo and Khasi: As Comparative Study in Matrilineal Systems*, Paris: Mouton.
- Nongbri, Tiplut, 2003, "Gender and the Khasi Family Structure: the Meghalaya Succession to Self-Acquired Property Act, 1984", in Sharmila Rege (ed.), *Sociology of Gender: the Challenge of Feminist Sociological Knowledge*, New Delhi; Thousand Oaks, Calif.: Sage Publications.

- Pereira, Faustine, 2002, *Fractured Scales: The Search for a Uniform Personal Code*, Dhaka: University Press.
- Rahman, Mizanur (ed.), 2006, *The Garos: Struggling to Survive in the Valley of Death*, Dhaka: ELCOP.
- Rao, Nitiya, 2008, *"Good Women do not Inherit Land": Politics of Land and Gender in India*, New Delhi: Social Science Press.
- UNESCO and Women for Women, Research and Study Group, 2005, *Marriage, Inheritance and Family Laws in Bangladesh: Towards a Common Family Code*, Dhaka: Women for Women.

FINDAS リサーチペーパーシリーズは、人間文化研究機構南アジア地域研究推進事業の出版物です。

人間文化研究機構 (NIHU) <http://www.nihu.jp/ja/research/suishin#network-chiiki>

NIHU プログラム 南アジア地域研究 (INDAS) <http://www.indas.asafas.kyoto-u.ac.jp/>

東京外国語大学拠点 南アジア研究センター (FINDAS) <http://www.tufs.ac.jp/ts/society/findas/>

FINDAS リサーチペーパーシリーズ 14

バングラデシュ・ガロ母系社会にみる土地相続の論理と実践

上澤 伸子

---

2022 年 3 月 27 日発行 非売品

発行 東京外国語大学拠点 南アジア研究センター

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学 研究講義棟 700 号室 南アジア研究センター

TEL: 042-330-5222

<http://www.tufs.ac.jp/ts/society/findas/>

印刷 株式会社 美巧社 東京支社

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-35-4 グローリア駒込 2F

TEL: 03-6912-2255

---

ISSN 2432-437X





